

(別添様式第2号)

契 約 書 (案)

公益財団法人鳥取県体育協会（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、倉吉自転車競技場における清涼飲料水の販売について、次のとおり契約を締結する。

(信義・誠実等の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、この契約を履行するにあたっては、倉吉自転車競技場が健康で快適な県民生活の確保に寄与する目的で設置された公共施設であることを認識し、当該施設の利用者の利便を増進するため、常に清潔な業務を行うことに努めなければならない。

(設置)

第2条 乙は、乙の商品に係る清涼飲料水（以下「商品」という。）の自動販売機を設置し、その販売を行うものとする。

2 前項により、乙が設置する自動販売機の設置箇所・機種・台数及び販売手数料（以下「手数料」という。）は、次のとおりとする。

| 設 置 箇 所 | 機 種 | 台 数 | 手 数 料 |
|--------------------|----------------|-----|-------|
| 倉吉自転車競技場 玄関外 右側 | 清涼飲料水自動販売 機 | 1台 | % |

(乙の協力事項)

第3条 委託条件は、次のとおりとする。

- 1 前条による自動販売機の設置及び当該機器の管理は、全て乙において実施するものとする。
- 2 乙は、常時使用できるよう商品の補填、又は取替え、容器回収等を速やかに行うとともに補助栄養食品の質及びサービスの向上に努めるものとする。
- 3 商品の販売に伴う衛生上その他の病傷害等の事故については、すべて乙の責任において処理するものとする。
- 4 乙は、自動販売機の維持保全のため、付属品の取り替え、補修、き損箇所の修理等を行うとともに、その費用を負担する。

(手数料)

第4条 乙は、商品の売上利益の一部を手数料として、第2条第2項による手数料を甲に支払うものとする。

手数料については、第2条第2項のとおりとする。

- 2 前項の手数料は、原則として1ヵ月分にまとめて別紙により報告することとし、証拠書類として明細書等を必ず添付することとする。
- 3 手数料は、翌月25日までに甲の指示する方法により甲に支払うものとする。

(電気代の取扱い)

第5条 乙は自動販売機の運転に伴う電気使用料を甲に支払うものとする。

- 2 乙は、自動販売機に子メーターを取付け、甲が中国電力の電気料金算出方法により計算した毎月の電気使用料を甲に対し、翌月の25日までに支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

(施設への出入り)

第6条 甲は、自動販売機への商品補充、代金回収、容器回収、機器の保全補修のため乙がその設置場所へ出入りすることを承認する。

(甲の解除権)

第7条 次の各号の一に該当するときは、甲は契約を解除することができる。

- 1 乙がこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないことが明らかに認められるとき。
- 2 契約の締結又は履行に関して乙又はその代理人若しくは使用人に不正の行為があったとき。
- 3 乙が正当な理由なく甲の指導監督に従わないとき。
- 4 甲の都合により、解約の要を生じたとき。
- 5 乙が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。
- 6 乙がその他契約条項に違反したとき。

第7条の2 甲は、乙が各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、斡旋、仲介、交渉のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等させること。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第8条 乙は、甲の責めに帰すべき事由によりこの契約を履行することが不可能となったときは、この契約を解除することができる。

（契約保証金）

第9条 契約保証金は免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第10条 乙は、この契約によって生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りではない。

（報告又は協議の事項）

第11条 乙は、第2条第2項に規定する事項を変更しなければならない事由が発生したときは、事前に甲と協議しなければならない。

2 乙は、第3条第3項に規定する事故が発生したときは、遅滞なくその状況及び措置顛末を甲に報告しなければならない。

（甲の調査権）

第12条 甲は、乙の業務の履行状況について、いつでも調査し、又は報告を求めることができるものとする。

(原状回復)

第13条 乙は、第6条の規定により契約が解除されたとき、第7条の規定により契約を解除したとき、又は契約期間が満了したときは、その負担において速やかに自動販売機及びその基礎等を撤去する等、原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第14条 乙は、第3条第3号の規定による病傷患者等の事故については、その損害を賠償しなければならない。

(契約期間)

第15条 この契約期間は、平成28年 月 日から平成29年3月31日までとする。

(秘密の保持)

第16条 甲及び乙は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。

(約定外の協議)

第17条 この契約で定めてない事項で、なお必要な事項がある場合は、甲、乙協議してその都度定める。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年 月 日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
公益財団法人鳥取県体育協会
会長 油野利博

乙

「別 紙」

平成28年 月 日

公益財団法人鳥取県体育協会

会 長 油 野 利 博 様

業者名：

印

自動販売機売上報告書

平成 年 月分自動販売機売上手数料を下記のとおり報告します。

| 設置場所 | 商品 単価 | 売上数 | 売上 金額 | 料率 (%) | 手数料 | 販 売 手数料 |
|------------|----------|-----|----------|-----------|-----|------------|
| (例) 〇〇〇 | 120 | 150 | 18,000 | | | (注1) |
| | 150 | 150 | 22,500 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 手 数 料 合 計 | | | | | | |

注1 売上金額に料率を乗じた金額を販売手数料とする。